

文教福祉委員会会議録

- 1 日時 令和8年3月9日(月曜日)
開会 午前10時00分
閉会 午後 0時12分
- 2 場所 第3委員会室
- 3 出席又は欠席した委員の氏名
(出席) 委員長 山名正晃 副委員長 小野耕作
委員 柴田敏 委員 林恭一郎
" 山田雅徳 " 萱野哲也
" 村木理英
(欠席) なし
(その他出席者) 議長 三宅啓介
- 4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名
議会事務局長 小原純 同次長 日笠哲宏
同主幹 関藤克城 同主任 東宗利
- 5 説明のため出席した者の職氏名
副市長 中島邦夫 政策監 難波敏文
総合政策部長 入野史也 政策調整課長 林啓二
財政課長 岡真里 文化スポーツ部長 柚木均
スポーツ振興課長 渡辺真之 生涯学習課長 小原靖子
文化芸術課長 弓取佐知子 保健福祉部長 横田優子
保健福祉部参与 白神洋 健康増進課長 荒木久典
健康増進課主幹 冷水圭介 福祉課長 小野玲子
こども課長 木田美和 長寿介護課長 岡本紀子
教育長 久山延司 教育部長 江口真弓
教育総務課長 藤原直樹 学校教育課長 村山俊
こども夢づくり課長 大西隆之
- 6 付議事件及びその結果
別紙のとおり
- 7 議事経過の概要
別紙のとおり
- 8 その他必要な事項
別紙のとおり

開会 午前10時0分

○山名正晃委員長 ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の出席は7名全員であります。

これより、さきの本会議において付託されました案件の審査を行います。

まず、議案第6号 総社市きよね夢てらす指定管理者の指定についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

生涯学習課長。

○小原靖子生涯学習課長 議案第6号 総社市きよね夢てらすの指定管理者の指定について御説明いたします。

総社市きよね夢てらすは、平成18年4月1日から指定管理者制度により管理運営を行っており、現在の指定管理期間が令和8年3月31日で満了いたします。

このたび指定しようとする指定管理者は、現在指定を受け管理運営を行っている特定非営利活動法人きよね夢てらす、所在地、総社市清音軽部666番地6でございます。

きよね夢てらすの管理運営につきましては、総社市きよね夢てらす条例第3条の規定により、管理は地域住民で組織された法人、その他の団体であって、教育委員会が指定する者に行わせることとしており、地域住民で組織され適切に管理運営を行っている現在の指定管理者である特定非営利活動法人きよね夢てらすを引き続き指定しようとするものでございます。

指定については、総社市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例第2条ただし書の規定を適用し、指名方式により指定しようとするものです。同条例第3条第2項の規定に基づき指定申請書の提出を求めたところ、同条例第4条第1項に規定する要件を満たしておりました。このことから、指定期間を令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とし、地方自治法第244条の2第6項の規定により市議会の議決を得て指定しようとするものでございます。

以上です。

○山名正晃委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柴田委員。

○柴田 敏委員 おはようございます。今の提案で、きよね夢てらすの今後5年間ということになりますので、今後の運営計画とか定期的なきよね夢てらすと市との何か会議、懇談みたいのはありますでしょうか。お願いします。

○山名正晃委員長 生涯学習課長。

○小原靖子生涯学習課長 指定管理の契約につきましては年間の契約も行っております。指定期間5年間でございますが、年度契約を行っておりますので、毎年協議の場を持ちますし、年度の途中であっても、このたびも何度もお話を差し上げておりますので、協議の場は何度もございます。

以上です。

○山名正晃委員長 柴田委員。

○柴田 敏委員 何か具体的な、その計画の中で来年度こういうことをするとか、5年間の中で具体的な何か計画とかがあれば教えていただきたいと思います。

○山名正晃委員長 生涯学習課長。

○小原靖子生涯学習課長 きよね夢てらすのこちらの指定管理につきましては、施設の管理が主なものでございます。計画につきましては、きよね夢てらすのほうに計画している事業というのは毎年度大きく変わりはございませんが、新規の事業というのは聞いておりません。

以上です。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

山田委員。

○山田雅徳委員 まず、平成16年からこのきよね夢てらす、指定管理ということでもありますけども、まず今回で何回目の指定管理になるのかというのを確認の意味でお答えいただけますでしょうか。

○山名正晃委員長 生涯学習課長。

○小原靖子生涯学習課長 すみません、回数についてはカウントはしておりませんが、平成13年から清音の住民が協議した生涯学習施設でありまして、平成16年と先ほど山田委員が申し上げられましたが、平成18年から指定管理者制度により管理運営を行っております。

以上です。

○山名正晃委員長 山田委員。

○山田雅徳委員 すみません、失礼しました。平成18年から指定管理ということで、参考資料には設立が平成16年だったものですから、すみません。

複数回指定管理をしていただいているということであろうかと思えます。選定の経緯のところ、指定管理の手続等に関する条例のただし書というのを適用して、特に公募はせずに指定しているということではありますが、お尋ねするのは指定管理者指定申請書を提出させ、内容を審査したところ適切であると判断したためというふうに書いてあります。先ほどの柴田委員の質疑とも多少重なるかもしれないんですけども、内容を審査したところ適切であると判断したためということですので、今回どういったところをどういうふうに評価をされたのか、これまでの中で何か課題があって、その課題はどういうふうに克服していくのかとか、そういったところがあるのか、そういったところ、どういった基準で今回も指定管理をお願いをするのかという具体的なところがあればお答えをいただきたいと思います。

○山名正晃委員長 生涯学習課長。

○小原靖子生涯学習課長 山田委員からの御質問にお答えいたします。

指定管理の指定については、先ほど山田委員からもお話がありましたとおり、このきよね夢てらすの管理運営は地域住民で組織された法人であることということが条例のほうにうたっております。

す。そして、指定管理するに当たっては、条例に基づき条例の案件を照らし合わせ審査し指定に至ったところです。特別な具体的などということはございませんが、条例に基づき適切に審査を行ったところでございます。

以上です。

○山名正晃委員長 山田委員。

○山田雅徳委員 ということは、確認ですけど特に課題もないし、特にこれといったポイントはなけれども、これまで住民の中でこういったことをしていただいているので、今回もというざっくり言うところとそういった感じでよろしいですか。

○山名正晃委員長 生涯学習課長。

○小原靖子生涯学習課長 山田委員からの御質問にお答えいたします。

課題と申しますと、幾らか法人のほうに問合せをして確認したことはございます。それから、ポイントとしましては、条例に基づいて適切に管理しているかということに照らし合わせて指定に至ったところです。

以上です。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

萱野委員。

○萱野哲也委員 きよね夢てらすの指定管理という議案が出ました。私も清音でありますし、この文教福祉委員会にも清音の議員が多くいて、きよね夢てらすが地元でどんな活動をしているかというのは目の当たりにして、本当に地元で構成された地域住民でということで大変感謝しております。本当にいい仕事をしております。どういう規定でというところも多分示しづらいだろうけれども、そこは最初に言うておきますけれども、しかしながら私が清音の人間だからといってこの指定管理に対して偏った目線でこの議案の審査に当たってはならないというふうに思っております、全く何があろうが、清音の住民であろうが、関係者がそこにいるのが、そこはやっぱり委員としてしっかりと倫理観を持ってこの議案の審査に当たらなければならないと思っております。

そして、非常にこれ個人情報にも関わることで言いづらいんでしょうけれども、今年の4月頃きよね夢てらすが管理している防犯カメラの画像が外部に流出しました、SNS、LINE。その当時の法令というのはどういうふうになっていましたか。この団体は個人情報取扱事業者というふうに法令で決まっていると思います。そして、防犯カメラに関するプライバシーポリシーというようなものを定めるようにというふうに法令で定められておりますけれども、そういった手順が当時どうだったかということをお尋ねいたします。

防犯カメラの画像が流出して傷ついた家族がいらっしゃいます。きよね夢てらすの指定管理についてどのような御見解がありますか、今のことをどのように当局としては御認識をされていらっしゃいますでしょうか。

○山名正晃委員長 生涯学習課長。

○小原靖子生涯学習課長 萱野委員からの御質問にお答えいたします。

事例について、その当時法令がどうなっていたかとの御質問ですが、その当時のことは後になってからですが聞いております。その当時の法令については、内部で管理について決めていたということで、規定までには至ってなかったというふうに聞いております。

プライバシーポリシーについてでございますけれども、その当時の状況を反省して、後に規定をきちんとつくられていることを確認いたしました。

もう一つ、萱野委員からの当局の見解についてどうかという御質問ですけれども、個人情報の取扱いについて不適切であったということを知ってから、理事長と事務局長を呼んで面談いたしました。そして、聞き取り調査も行いました。不適切な対応があったことについても厳しく追及したところですが、その後の対応についても調査いたしまして、法人内で自浄作用が働くよう対応しているということを確認いたしましたので、今回の議案の提出に至ったところでございます。

以上です。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 では、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「委員長」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 では、討論がありますので、これを許します。

まず、反対討論はありませんか。

(「反対です」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 賛成討論はありませんか。

では、討論、お願いします。

萱野委員。

○萱野哲也委員 このきよね夢てらすの指定管理については反対であります。これ、きよね夢てらすは本当によくやってくださって、我々の地元でも助かってますし、この団体がないと我々の地域も大変なことになるということは事実としてあります。しかしながら、先ほど言ったようにきよね夢てらすのそのコンプライアンス違反によって、ある一部の人の行動によってコンプライアンス違反が起き、そしてそのことで傷ついている家族がいらっしゃる。そういった家族がいる中で、私がああそうかといって、この指定管理を、そういった方がいるのにもかかわらず私はいはそうですかと言ってもろ手を挙げるわけにはいきません。

昨今、子どものトラブルに関しては動画の流出、いじめとかあるでしょうけど、子どもたちにとってはこのデジタルタトゥーといって一生消えないものなんです。そして、そういったものが外部に流れたということは、やっぱりあってはならないことですし、その家族の気持ちを考えれば、私

はきよね夢てらすの指定管理について賛成ができません。

よって、本会議でももっと詳細に、詳細と言っても個人情報がありますけれども、本会議においてもきちっと反対討論をいたしますけれども、本日はこの程度の反対討論とさせていただきます。反対です。

○山名正晃委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件の採決は起立により行います。

本件は可決すべきであると決することに賛成の委員の起立を求めます。

[起立多数]

○山名正晃委員長 御着席ください。起立多数であります。

よって、本件は可決すべきであると決定いたしました。

では次に、議案第7号 総社市水辺の楽校指定管理者の指定についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

○山名正晃委員長 生涯学習課長。

○小原靖子生涯学習課長 議案第7号 総社市水辺の楽校指定管理者の指定について御説明いたします。

総社市水辺の楽校は、平成18年4月1日から指定管理者制度により管理運営を行っており、現在の指定管理期間が令和8年3月31日で満了いたします。

このたび指定しようとする指定管理者は、現在指定を受け管理運営を行っているサポートそうじゃ水辺の楽校、総社市富原920番地でございます。

総社市水辺の楽校の管理運営につきましては、総社市水辺の楽校条例第3条の規定により、管理は地域住民で組織された法人、その他の団体であって、教育委員会が指定する者に行わせることとしており、地域住民で組織され適切な管理運営を行っている実績のある現在の指定管理者であるサポートそうじゃ水辺の楽校を引き続き指定しようとするものでございます。

指定については、総社市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条ただし書の規定を適用し、指名方式により指定しようとするものでございます。同条例第3条第2項の規定に基づき指定申請書の提出を求め審査したところ、同条例第4条第1項に規定する要件を満たしておりました。このことから、指定管理を令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とし、地方自治法第244条の2第6項の規定により市議会の議決を得て指定しようとするものでございます。

以上です。

○山名正晃委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柴田委員。

○柴田 敏委員 すみません、同じような質問になるんですけども、今回の指定に際して団体との定期的な懇談とか会議の計画はあるのかと、その5年間の中での運用の計画とか提案されているものがあれば教えてください。

○山名正晃委員長 生涯学習課長。

○小原靖子生涯学習課長 柴田委員からの御質問にお答えいたします。

定期的な会議につきましては、随時会議を行っております。そして、こちらの指定管理につきましてはカヌー教室等も行っておりますので、毎年4月、5月に具体的な会議を行いまして、その後定期的な会議を行っております。

そして、5年間の運営につきましては、こちらのほうの先ほど申しましたカヌーの教室の運営であったり、それから施設の管理についての運営について計画等はお話をしているところです。

以上です。

○山名正晃委員長 柴田委員。

○柴田 敏委員 すみません、予算と絡んだことも聞いても。じゃあ予算のときに聞きます。いいです。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

山田委員。

○山田雅徳委員 同様であります。平成18年からということなので、5回目ぐらいの指定になるのかなと思いますが、先ほどと同じようにこちらも指定管理の手続に関する条例第2条ただし書を適用しております。地域住民等で組織された組織ということで、指定管理者指定申請書を提出させ、その内容を審査したところ適切であると判断したためということでもありますので、単にここで適切だけではなくて、これまでの運営を執行部としてはどのように総括をして、今回の申請によりどう評価をされているのかという具体的なポイントをお答えいただきたいと思います。

○山名正晃委員長 生涯学習課長。

○小原靖子生涯学習課長 山田委員からの御質問にお答えいたします。

運営をどのように評価しているかということでございますけれども、こちらの施設につきましては水辺の楽校の施設の草刈りと、それからカヌー教室の運営等を行っております。その状況については随時協議を交わし確認をしているところです。総括的な評価といたしましては、適切に草刈り、それからカヌー教室の運営も行っておりますし、何かあった有事の際にはすぐ動ける体制、連絡をすればすぐ動ける体制でありますので、誠実に指定管理の運営を行っているとというふうに評価しております。

以上です。

○山名正晃委員長 山田委員。

○山田雅徳委員 特に運営に当たって課題とかはないということよろしいでしょうか。

○山名正晃委員長 生涯学習課長。

○小原靖子生涯学習課長 課題といたしましては、地域住民で行っておりますので、御高齢な方もいらっしゃいますけれども、随時若い方を勧誘するなど人員の構成も配慮していただいているので、たちまちの課題ということはございません。

以上です。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 では、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第8号 総社市障害者医療費給付条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

福祉課長。

○小野玲子福祉課長 議案第8号 総社市障害者医療費給付条例の一部改正につきまして御説明いたします。

この一部改正につきましては、国民年金法等の改正に伴い、当該改正規定を受給資格更新時から適用させる必要が生じたため、関係条文の整備を行おうとするものでございます。

改正の内容につきまして改正前後表により御説明申し上げます。

改正後の欄の附則3におきまして新たな経過措置を設けるものでございます。国民年金法等の改正により、受給資格の所得制限の基準となっております所得金額等の改定が令和8年8月1日から施行されます。一方で、障害者医療費受給資格証は毎年6月末で有効期限を迎えるため、7月1日から更新手続を行う必要がございます。よって、7月1日から同月31日までの間を受給者の皆様の不利益とならないよう、改正後の規定を適用しようとするものでございます。

附則といたしまして、改正後の条例は令和8年4月1日から施行するものとしております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

林委員。

○林 恭一郎委員 おはようございます。私あまりよく理解できてないんですが、結局これは国の基準が令和8年の夏に変わるために、受給資格の更新時期にずれがないように令和8年7月だけ特別ルールを置いて更新事務を円滑にし、判定基準の切替え時期をそろえるという、簡単に言ったらそういうことでしょうか。

○山名正晃委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 林委員のおっしゃるとおりで、国のほうの改正は8月からになってまして、こちらの私どもの障害者医療費受給の手続は7月が更新時期になるので、1箇月間が不利益にならないように期限を前倒しにするという改正でございます。

○山名正晃委員長 林委員。

○林 恭一郎委員 ということは、更新時期が1箇月ずれるとかそういうことじゃないと。だから、この対象になってる市民の方は、今までどおり手続は時期とかそういうものは何も変わらないということなんですね。

○山名正晃委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 手続には変わりございません。

(「ありがとうございます」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 では、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第9号 総社市学校給食費の管理に関する条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 議案第9号 総社市学校給食費の管理に関する条例の一部改正について御説明をいたします。

この条例改正につきましては、物価高騰の影響により食材費が上昇していることに鑑み、学校給

食費負担者から徴収する学校給食費の額を改定するため、関係条文の整備を行おうとするものでございます。

それでは、条例の改正内容につきまして御説明いたしますので、改正前後表を御覧ください。

第4条は学校給食費の1食当たりの額について定めているものですが、小学校、義務教育学校の前期課程の児童、教師等については現行の320円から355円に、中学校、義務教育学校の後期課程の生徒、教師等については現行の380円から420円にそれぞれ改定しようとするものでございます。

第6条は学校給食費の各期別の納付額について定めているものですが、小学校、義務教育学校の前期課程の児童、教師等については現行の5,500円から6,100円に、中学校、義務教育学校の後期課程の生徒、教師等については現行の6,500円から7,200円にそれぞれ改定しようとするものでございます。

最後に、この条例は令和8年4月1日から施行することとしております。

なお、小学校または義務教育学校の前期課程に在籍する児童につきましては令和8年度から無償化を開始することとしておりますが、それにつきましてはこの後の議案第10号において御説明をさせていただきます。

議案第9号については以上でございます。

○山名正晃委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

村木委員。

○村木理英委員 無償化ということで実質的には問題はないかと思いますが、物価高ということで、その値上げは何をもって根拠としているのか、また県内の市町村と比較した場合どうなのか、お答えください。

○山名正晃委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 村木委員の御質問にお答えいたします。

今値上げの根拠という御質問だったかと思いますが、これにつきましては毎月地食ベ学校給食センターえがおのほうで賄材料費で購入しております。そういったものの動向を見ながら単価のほうを算出しておまして、昨年の11月の文教福祉委員会でも御報告いたしましたけれども、そのとき小学校で344円と、その段階でそれぐらいはかかっているということでございました。来年さらにお米でありますとか牛乳についても価格が上がってくるということでございまして、小学校でいいますと355円ということで今積算をして今回の改定案としてお示しをさせていただいてるものでございます。

それから、県内の市町村でございますけれども、こちらについても軒並み値上げのほうをされておりまして、岡山市で申し上げますと、ほぼ総社市と同じ金額、小学校で350円でしたか、それから中学校では420円と、ほぼ同じような金額で設定を令和8年度されているということを聞いております。他の市町村においても同様に値上げをすると、金額的には上がるということで聞いており

ます。

以上でございます。

○山名正晃委員長 村木委員。

○村木理英委員 無償化ということですので、実質的にはなかなか分からないところなんですけど、その辺は丁寧に対応していただきたいと思います。

終わります。

○山名正晃委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 保護者負担という面では無償化となりますけれども、市の負担ということでは賄材料費はかかってきますので、適切に賄材料費のほうの管理はしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

柴田委員。

○柴田 敏委員 無償化になったということで、うれしいことではありますけれども、この値上げによって今までの質とか量とか、その辺がしっかり補われるのかどうか。あと、この決められた金額が現在栄養とか質もしっかりとしたものになっているかどうかというところが気になるところでありますので、その辺をお答えいただきたいということと、例えばこの物価高が止まればこれで行くと思うんですが、将来また上がれば値段が上がるのか、逆に物価が下がれば給食費というものは下がるのかどうか、その辺分かれば教えてください。

○山名正晃委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 柴田委員の御質問にお答えいたします。

まず、今回値上げをするということは、それは逆に申し上げますと今までの質、量を担保したいということで値上げに踏み切るといふものでございます。今の質であるとか量というのはしっかり担保していきたいというふうに思っております。

それから、栄養価の話もございました。3年前値上げをしたときに、それまでの給食費ではもう全然量が足りていないとかということがございましたので、そのときの反省も踏まえまして今回値上げをして、栄養価等につきましても十分担保していきたいというふうに思っております。

それから、将来のことでございます。まだ全然見通しは難しいんですけれども、当然物価高騰が続けば、また金額改定ということが必要になってこようかと思っております。それから、物価が下がるようなことがあれば、それについても同様に見直しをかけていきたいというふうに考えております。

以上です。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

萱野委員。

○萱野哲也委員 給食費が1食当たり上がりますよと、月額も上がりますよということで、物価高

騰ということなんでしょうけど、これ給食の材料納入に関してどのような御努力をされておりますか。いろいろ栄養士や携わる人たちも安く仕入れていいものをとると思うんですけども、納入に関わることでどんな努力をされていますかということで、若干例を出すと、そうじゃ地食ベ公社も給食の材料を地産地消だというふうにやられていますけれども、例えば過去にもあったんですけど、そうじゃ地食ベ公社から取り入れるものが材料がいびつであったりとか、それで間に合わないとか、いろいろ何か当時はあったようにお聞きします、この日までにというのが。その中でそういったこともなんですけれども、やっぱりどうしてもそういったところからの納入ってなれば、単価が実際問題高くなってくるのではないかと考えて、一般に大手材料屋というか、そういった卸業者に頼むのとそうじゃ地食ベ公社を通じて頼むのでどのくらい違いがある、金額はちょっとあれでしたらいいんですけども、そうじゃ地食ベ公社から仕入れることによってやっぱり実際高くなってるといふ現状があるかどうかだけお尋ねをいたします。

○山名正晃委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 萱野委員の御質問にお答えいたします。

まず、納入に当たってのどういうことに努めているかということでございますけれども、基本的には公会計になっておりますので、基本的には競争入札という形を取らせていただいております。その中で安いものということで努めておりますけれども、一方で学校給食、地産地消ということもございます。基本的には近い場所からということで、市内産、市内産が無理なら県内産と、それから国産というふうな順番で、最終的には海外産を使っているものもございますけれども、そういった形で納入のほうをさせていただいております。

その中で、委員から御指摘もありましたけれども、そうじゃ地食ベ公社からも野菜でありますとか、そういったものを納入しております。それは地産地消の観点でということで、総社市内で採れるものを中心にそちらから購入させていただいておりますけれども、金額的にはやはりちょっと高くなるという面はございますけれども、学校給食の意義等も考えましてそういったそうじゃ地食ベ公社から地産地消という観点で購入しているところでございます。

以上です。

○山名正晃委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 分かりました。ありがとうございます。地産地消という目的があるというのは事実分かるんです。分かるんですけども、でも保護者としては安いほうがいいよと、わざわざそうじゃ地食ベ公社から仕入れて高くならなくても、安いほうが。それはやっぱりそうじゃ地食ベ公社のためにそうじゃ地食ベ公社から買うというような政策もありだとは思いますが。でも、それが果たしてどこまで保護者が今の状況の中で、議論がちょっとずれるかもしれませんが、今のそうじゃ地食ベ公社の問題の中でどこまでそういったことで給食費に、その部分が高くなってるといふことが充てられてるといふのをどの程度市民が御理解されるかなということを私は懸念はしているところなんですけれども、一応質問なのでしてるんですけども、それに対して何かあればお答えく

だされば、なければいいです。

○山名正晃委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 萱野委員の再度の御質問にお答えいたします。

先ほど萱野委員も御指摘ありましたが、私どもとしては給食費、物価高騰の中で量とか質を担保した上で抑えていきたいという気持ちはございます。先ほどの地産地消の話にもございましたけれども、現場の栄養士からも外国産って本当に使っているのかという、でも近いところ、国内とか県内とかあればそっちを使ってくれというふうな指示はいたしております。そうした中で、本当に給食費を抑えることだけに注力するのがいいのかどうかということもありますので、全体のバランスの中で考えていければなというふうに思っております。

以上です。

(「ありがとうございます」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

林委員。

○林 恭一郎委員 この値上げが、これは物価高騰というふうにお聞きしたんですが、私違う観点から見て、給食の試食に行ったときに私正直これで栄養が足りるのかというふうな印象を持ったんです。ですから、私はそう感じたので、もう少し物価高騰ということではなくて、栄養をしっかり取るために、いい材料を使うために値上げという、そういうふうな考えというのはございませんか。

○山名正晃委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 林委員の御質問にお答えいたします。

もう少し栄養価を高めてはどうかということでございます。当然今以上に量とか質を向上させようと思えば、どうしてもその分賄材料費、今までの給食をベースにこれを維持したいということで金額の設定をさせていただいております。これ以上量、質ということなんですけれども、当然その賄材料費を上げれば、当然そういった量とか質の向上にはつながると思っておりますので、そういった面も検討していかなければいけないのかなというふうに思いますけれども、どうしても今の財政状況の中で小学校、中学校とも今無償化しておりますので、市の負担はそれだけ増えるということもございます。決して栄養価を下げるというつもりは全然ないんですけれども、今出している給食の質とか量を確保した上で適切な給食費になるように努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○山名正晃委員長 林委員。

○林 恭一郎委員 分かりました。私が給食を見たときにそう感じたものですから、今ちょっとお話しさせていただきました。

○山名正晃委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 御試食に来ていただきましてありがとうございました。あのとき、議員の皆様にお食べいただいたのは小学校の給食費の量を提供させていただいております。そういった面で若干少なかったのかなというふうには思いますけれども、いずれにいたしましても十分な栄養価が取れるように努めてまいりたいというふう考えております。

以上です。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 では、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第10号 総社市学校給食費無償化に関する条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 それでは、議案第10号 総社市学校給食費無償化に関する条例の一部改正について御説明をいたします。

この条例改正は、国が実施する学校給食費の抜本的な負担軽減に伴いまして、小学校等に在籍する児童に係る学校給食費の無償化を行うため、関係条文の整備をしようとするものでございます。

それでは、条例の改正内容につきまして御説明いたしますので、改正前後表を御覧ください。

この総社市学校給食費無償化条例は、総社市学校給食費の管理に関する条例の規定にかかわらず、学校給食費を無償化する旨を規定しているものでございます。その対象に小学校または義務教育学校の前期課程に在籍する児童を加えるよう改正するものでございます。

なお、この条例は令和8年4月1日から施行することとしております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

萱野委員。

○萱野哲也委員 度々、すみません、よろしく申し上げます。学校給食の無償化ということなんです、これ国がずっと無償化にするんだするんだということで、総社市なんかもそういう議論もあって、国の動向を見るとか委員会でもいろいろあったわけですけども、今回やっと国が県を通じて総社市のほうへ小学校の給食費部分を補填してくれる、補填というか県を通じて出すよということなんですけど、果たして今先ほどの条例の中で小学校の給食費が1食355円、そして月で6,100円上がるということなんですけれども、うちは上げました。上げましたけれども、県を通じて来る国からの補填、それはこれに満たされているのかということをもまずはお尋ねいたします。

○山名正晃委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 萱野委員の御質問にお答えいたします。

国の補助についてまず御説明をさせていただきます。国の補助につきましては、先ほど萱野委員もおっしゃられましたけれども、国から県を通じて学校給食費負担軽減交付金ということで市のほうに支給をされることとなっております。支援額につきましては、児童1人当たり5,200円、一月当たり5,200円の11箇月分ということでございます。児童1人一月当たり5,200円に11箇月を乗じるということでございます。

今御質問のございました先ほど値上げした355円という単価でございますけれども、それで賄えるのかということでございますが、それにつきましては国からの補助金だけでは賄えないということで、こちらのほう積算のほうをしております。この後の当初予算の話にも入ってきてしまうんですけども、賄材料費、年間205日で計算いたしまして、それが小学校全体で約2億9,000万円ということでございます。それから国からの補助金でございますが、こちらが5,200円の先ほど申し上げた11箇月ということでございますが、こちらは2億3,000万円弱ということでございます。差引きまして6,000万円程度市の持ち出しがかかってくると。若干給食の回数によって賄材料費、そこまでかからないということがございますので、若干実際にはそれよりは少ないかとは思いますが、予算上で言いますとそれぐらいの市の持ち出しが出てくるということでございます。

以上です。

○山名正晃委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 県が無償化無償化と言いながらも、結局うちの単価に合わせてくれれば一番いいんでしょうけど、合わせてくれてないと。年間で6,000万円の持ち出しということで、実質その6,000万円部分は市が出すということなんですけれども、それは仕方がない部分もあるんです、ない部分は。

一番私が懸念してるのが、一応先ほどの条例の中で1食当たりが355円という単価になりましたけれども、これ賄材料費の調達なので、これをやはり少しでも安く抑えれば、総社市の持ち出しが少なくなる、県の価格に合わせれば、できれば総社市が1食当たり355円じゃなくて、もっと県のほうへ合わせれば総社市の持ち出しが少なくなるわけですよ。そういうことによって先ほどからの議論の中でもあったように、給食費の賄材料費の、林委員が言われたようにいいものが、ちゃん

と栄養価が満たされて量も満たされてということがなくなるんじゃないのかなという懸念があるんです。どうしても6,000万円の持ち出しを少しでも抑えるがゆえに、抑えたいという気持ちが大きくなれば、少しでも県のほうに合わせれば、355円がアッパーですから、それから低いのはいいわけじゃないですか。そういったことが私は一番この学校給食を国がやっていることで昔から無償化にするんだ無償化にするんだということで、一番ここの部分を懸念してたわけなんですけれども、結果355円に届かないところに関して給食費の質の低下ということにはならないのかどうかをお尋ねいたします。

○山名正晃委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 萱野委員の再度の御質問にお答えいたします。

355円と先ほど条例改正の提案をさせていただきましたけれども、それよりも抑えるようなことがあってはいけないということだと思いますけれども、そもそも国の5,200円に合わせるという考えはこちらとしては持っておりません。もしそういう考えがあれば、355円の条例改正の提案をしていないということでございますので、あくまでも小学校でいいますと355円というのは、今給食費を、今といいますか、令和8年度の給食費1食当たりどれぐらいかかるのかという単価を示したものでございます。その単価を目指してというのは、これからまた物価高騰してまいりますので、もしかしたら370円かかるかもしれませんし、そういったことはありますけれども、はなから国の補助金に合わせて320円で作ろうというふうな考えではなくて、今の物価高騰を鑑みて355円にしているわけですから、同じような質と量を確保していきたいと、そういう考えでございます。

(「分かりました。いいです」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

林委員。

○林 恭一郎委員 この給食なんですけど、ちょっと私の耳には入ってるんですが、給食の食べ残し、残量がかなり出てるというお話も聞いてます。これが中学校、小学校、学校によってもその残る量というのは違うと思うんですけども、その辺の数字は把握しておられますでしょうか。

○山名正晃委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 林委員の御質問にお答えいたします。

残食でございますけれども、小・中学校、それから幼稚園ともおおむね15%程度ですか、そういった率で推移をしているところでございます。

○山名正晃委員長 林委員。

○林 恭一郎委員 15%が大体そのぐらいの数字ということなんですけど、無償化したときにその15%のものに関しては税金も無駄に使われるようなことになると思うんです。それを残量が、食べ残しがあるというのを市民の方で多分知らない方もたくさんいらっしゃると思うんですけど、それだけ無駄なところに税金を使うことに納得なされない方もいらっしゃると思うんです。この残食が出てるというものに対して、何かそれをなくすというような対策、あるいは原因とか対策とか考え

られてるでしょうか。やっぱりその15%というのをなくしないと、なかなか本当に税金がうまく使われないということになるので、その辺はしっかり考えたほうがいいと思います。

○山名正晃委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 林委員の御質問にお答えいたします。

御指摘いただきましたとおり残食の削減ということは重要な課題だというふうに認識をしております。食材費が高騰している中で、来年度からは小学校も含めて小・中学校で無償化を行うということでございます。当然市の財政に与える影響というものも大きいですし、もとより皆さんの税金を使ってということになりますので、決して今の残食というものを無視できないというふうに思っております。

一方で、学校給食なんですけれども、単なる食事の提供ではなくて、教育課程の一環でございます。食育ということもございまして。残食を減らすためによく耳にするのは、子どもが好きなメニューを作ったらどうかというふうなことも言われますけれども、そういったものに偏りますと、残食は一時的に減るかもしれませんが、生涯にわたります健康的な食習慣でありますとか多様な味覚というものを育てるという本来の目的が果たすことができないという面もございまして。そうしたことも踏まえつつ、今学校では残食ゼロプロジェクトということも行っております。決して食べるのが苦手といいますか、残食ゼロということにプレッシャーを感じられているお子様もいらっしゃいますので、もう無理やりに食べさせるということはいないんですけれども、子どもたちにどうしてこういう献立なのかでありますとか、一口でも多く食べてみようというふうな意識を持っていただくような食育の推進をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、限られた材料費の中で給食を作っていくことになりますので、あまりに高価な食材というものは使えませんけれども、だしをしっかり取ったりですとか、そういったことで塩分を抑えつつもうまみを感じさせるというふうな工夫も必要かと思っております。現場でのそういった工夫も必要かと思っておりますので、これからもそういったことで残食の削減に努めていきたいというふうに考えております。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 では、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第11号 総社市放課後児童クラブ施設条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 それでは、議案第11号 総社市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

これは、山手小学校区放課後児童クラブ施設の増設に伴い、定員の改正を行うものでございます。

資料の改正前後表を御覧ください。

増設は山手小学校の図書館及び旧パソコン教室であった部屋を放課後児童クラブの施設として改修し、新たに二部屋を整備いたします。このことにより、現在の部屋と合わせて合計3部屋となり、現在の70人の定員から90人増加し、合計160人としております。

なお、この条例は令和8年4月1日から施行することとしております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柴田委員。

○柴田 敏委員 定員を増やすということで今2箇所施設を増やすというお答えでしたけれども、新たに増設をされるのか、どこかの場所にそういう施設を造るのか。あと、70人から160人ということで相当な数増えるんですけども、それに対して職員の増員とか施設でのいろんなメンテナンスや災害対策なんか、そのあたりはしっかりと計画はされているのか、お願いします。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 柴田委員の御質問にお答えいたします。

まず、増設の部分でございますが、現在山手小学校の図書館と旧パソコン室であった部屋を放課後児童クラブの施設として改修をいたしますので、新たに建設をするというものではございません。図書館のほうは別の場所に移設をするという形で進めております。

また、増員に対しましての運営の状況ですが、現在実質的に定員の70名で収まり切らない部分がありましたので、小学校の部屋を借りて3支援単位として現在運営をしております。ですので、令和8年度からも同じ3支援単位での運営は可能というふうにお聞きしております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 柴田委員。

○柴田 敏委員 それでは、職員の増員とかはもう前の職員の数で対応ができるということですか。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 再度の御質問にお答えいたします。

現在の状況で特に増員は必要ないと聞いております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 柴田委員。

○柴田 敏委員 あともう一つ、160人になることで。すみません、ちょっと忘れてしまいました。後でまた。すみません。

○山名正晃委員長 村木委員。

○村木理英委員 令和7年度の利用者数、これが何人なのかと。令和8年度の利用者はどうなるんだと。さらにそれでもう待機児童は解消されるのかどうか、お願いします。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 村木委員の御質問にお答えいたします。

まず、令和7年度は実質3年生までの受入れとなっております、人数が116人の利用がありました。これは70人定員であります、先ほど申しましたように学校の一部の空いている教室をお借りして運営をしていたという現状でございます。また、令和8年度につきましては定員が増員したということで6年生までの受入れを募集をいたしまして、令和8年2月12日現在で154名の申込み、募集受入れをしております。また、6年生まで募集のほうはしたんですが、実際には6年生での希望者はいなかったというふう聞いております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 村木委員。

○村木理英委員 なかなか人数が読めないところもあると思います。令和7年度の当初では142人余りが利用をされていたというふうに私はつかんでおりますが、それが令和7年度の末には百十何人に減ってるという。非常に人数が読めないということになります。しかし、154人が見込まれるということで、今後それで160人定員が維持できるかどうかということが非常にこれからテーマになるとは思いますけど、そのもくろみは何かありますか。大丈夫ですか。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 村木委員の再度の御質問にお答えいたします。

今後の受入れの人数、また小学校の入学者数にも影響があるとは思いますが、今後数年間は160名程度で収まるぐらいの人数での利用があるというふうに見込んでおります。

以上でございます。

○山名正晃委員長 村木委員。

○村木理英委員 70人定員で百十何人を担当されていたということですから、かなり過密状態で、職員もいっぱいいっぱい状態だったと思います。私がよく分からないのは、160人定員になっても今の、先ほど柴田委員が言われましたけど、職員で対応するというということですから、かなり人数を増

やしてもともと対応して、十分に人は充てていたというふうに認識できるんですけど、そういう考えでよろしいですか。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 村木委員の再度の御質問にお答えいたします。

山手小学校区放課後児童クラブは定員70名の1支援単位という形で施設をしておりましたが、実質的には3年生までで受入れ希望者が非常に多かったために、急遽一部の小学校の部屋を借りて支援単位を増やして対応しておりました。ですので、実質的には3支援単位の職員を放課後児童クラブのほうで確保して運営を令和7年度もしていたという実態があります。それが今度は新たに小学校の施設を間借りしているものではなく、放課後児童クラブの施設としてしっかりとした支援単位の確保を行うために改修を行ったということでございます。

以上でございます。

○山名正晃委員長 村木委員。

○村木理英委員 すみません、結局職員は何人から何人になったんですか。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 すみません、すぐにはお答えできませんので改めてお答えしますが、現在も3支援単位ですので、令和7年度、令和8年度も新たに支援単位が増えてそれに伴い支援員が少なくとも必要になるということではありません。ただ、人数が増えておりますので、ちょっと確認をいたします。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

山田委員。

○山田雅徳委員 少し関連をしてお尋ねをしたいと思います。

3支援単位ということで、職員の数は何人から何人か分からないけども、足りてるというような答弁だったと思いますが、山手小学校区放課後児童クラブは、いっても山手小学校の施設内を改造してその施設があるというふうに認識をしております。そのスタッフの数は充実、充実とまでは言わないかもしれませんが、確保しているということではありますが、何かあったときに学校の教職員の方を当てにしているとかって、そういうような実態はないということでもよろしいでしょうか。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 山田委員の御質問にお答えいたします。

原則として支援員と補助員で運営をしておりますので、何かあったときに学校の職員が放課後児童クラブの運営や支援に手伝いをするというようなことは想定しておりません。ただし、例えば非常勤の講師ですとか兼業や時間が短いような職員の方が放課後児童クラブのほうでも時間外にお勤めをされたり、夏季休業中に放課後児童クラブの支援員として勤務されるということは実態としてはあります。

以上でございます。

○山名正晃委員長 山田委員。

○山田雅徳委員 基本的にクラブの中のもの支援員の方で完結をされるというようなそういった答弁だったと思いますが、もう一度すみません、確認でお尋ねをいたします。

要は同じ学校の施設内にそういった組織があるということで、例えば子ども同士のトラブルとかに教職員の方をお願いして何か助けていただくとかって、そういった実態はないということでしょうか、確認をいたします。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 山田委員の再度の御質問にお答えいたします。

同じ施設内ですので、直接的に勤務中ということは我々は聞いておりませんが、例えば学校と放課後児童クラブは今綿密な連携を図るといったようなことも示されております。例えば放課後児童クラブで起こった人間関係のトラブルが学校の教室に影響が少なからずあると思います。そういったことを学校の職員が知らずに学校生活での指導、支援に当たるといったようなことがあってはあまりよくないということで、放課後児童クラブとトラブルがあったときにはどういった放課後児童クラブでトラブルがあったか、また学校の中でどういったふうな子ども同士のトラブルがあったかということ綿密に連携を取って、お互いの生活の場でよりよい成長を促していこうという形では取り組んでおります。

以上でございます。

○山名正晃委員長 山田委員。

○山田雅徳委員 連携はしているということですね。トラブルの対応を教職員の方をお願いをしているという実態はないし、これからはないという理解でよろしいでしょうか。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 連携をしていくということで教職員が放課後児童クラブ内でのトラブルの支援はすることはないというふうに認識しております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 では、質疑の最中ですが、この際しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時6分

再開 午前11時14分

○山名正晃委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

他に質疑はありませんかの前に。

学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 先ほどの村木委員からの御質問にお答えいたします。

支援員、指導補助員の人数でございますが、令和7年度、本年度施設の増設を見込んで、令和6年度から比較しまして支援員の人数を増やしております。令和6年度は10名であったところを令和7年度、本年度は16名で運営をしております。その間にまた退職等の入れ替わりもあるんですが、

令和8年度は15名での運営の計画をいただいております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 よろしいでしょうか。

では、他に質疑はございませんか。

林委員。

○林 恭一郎委員 以前は定員が70名、令和7年度ですか、3年生までで百十何人で、今回160人で今157人の募集があると。これ過密状態からすると大分緩和されると思うんです。ただ、その人数が多くなるとるんだけど、問題になるのがトイレだとか、それから中には静かにしたい子もいらっしやると思う。そういう何か静養ができるようなスペースだとか、それから人数が多くなってくれば騒音、外部に対しても騒音もあるかも分からないし、一番大事なのは何か災害があったときの避難できる動線です、こういうものをちゃんと確保されているんでしょうか。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 林委員の御質問にお答えいたします。

まず、今回改修するのは、本来学校の施設であった特別教室等でございますので、そういう意味で動線というのは確保はされております。

また、各児童クラブにおきましては年に1回避難訓練を実施するというのもしておりますので、そこで子どもたちが放課後児童クラブで過ごしているときにどのような避難をするかという訓練のほうはしております。

以上でございます。

(「ありがとうございます」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 では、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第12号 総社市立保育所条例の廃止についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 失礼いたします。議案第12号 総社市立保育所条例の廃止につきまして御説明いたします。

この条例につきましては、本市が所有しております総社市立中央保育所を公私連携保育法人が公私連携型保育所として所有するため廃止しようとするものでございます。

また、附則でございますが、第1項は本条例の施行期日を令和8年4月1日とするもの、第2項は総社市立認定こども園条例の一部改正でございまして、第9条中の教育及び保育時間相当利用児の休園日につきまして、現行の総社市立保育所条例の準用規定から、日曜日、国民の祝日に関する法律の準用規定に改正しようとするものでございます。

議案第12号につきましては以上でございます。

○山名正晃委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

村木委員。

○村木理英委員 これ施設の譲渡や協定などの進捗状況はいかがですか。

○山名正晃委員長 こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 村木委員の御質問にお答えいたしたいと思えます。

進捗のほうで協定の関係ですけれども、昨年5月に当該公私連携保育法人、こちらのほうと協定のほうを締結させていただいております。今現在、土地の売買、こういったものにつきまして当該法人といろいろ調整のほうをさせていただいております、建物の売買、また土地の使用貸借、物品の譲渡、こういったものの契約のほうを進めさせていただいてるところでございます。

4月1日から晴れて公私連携型保育所、第3すみれ保育園という名称になるんですけれども、こちらの開園に向けまして進めているところでございます。

以上でございます。

○山名正晃委員長 村木委員。

○村木理英委員 何せ年度末で大変慌ただしいときでございますので、特に利用者が小さいお子さんということで保護者も不安感にさいなまれることがよくありますので、その辺十分に当局としても配慮してもらいたいと、このように思います。よろしく願いいたします。

○山名正晃委員長 こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 どうもありがとうございます。保護者の方々、また園児の方々にも御負担のないよう進めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

柴田委員。

○柴田 敏委員 総社市立中央保育所から公私連携型保育所になったいきさつです、保育所をやめ

てその連携保育所になったいきさつが簡単にお話いただければお願いいたします。あわせて、公私連携型保育所になることによってどのようなメリットがあるのか、逆にデメリット的なことは出ないのか、あれば教えてください。

○山名正晃委員長 こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 柴田委員の御質問のほうにお答えしたいと思います。

まず、公私連携型保育所になった概要です、こちらのほうですけれども、今現在公私連携保育法人と市が協定のほうを締結させていただいておりますが、完全な民設民営ではなくて公私連携型の保育所という形ですので、市のほうが一定の関与を行ってまいります。こういった市のほうが一定の関与を行うことで、ある程度主体的に連携を取りながら、また先ほども説明しましたけれども保護者の方々に御負担のないよう、不安のほうを与えないよう公私連携型の保育所として進めさせていただいております。こちらの公私連携型保育所の導入の効果のほうですけれども、こちら締結のほうを行わせていただいて、市のほうがある程度一定の、先ほども言いましたように一定の関与がございますので、保育の質の確保、こういったものもさせていただき、安定した保育所の運営ができるということも期待しているものでございます。

以上でございます。

○山名正晃委員長 柴田委員。

○柴田 敏委員 一応市のほうが主体となってということで考えてよろしいですか。

先ほどあとデメリット、なければいいんですけれども、今のところはそういうところは考えられないという認識でよろしいでしょうか。

○山名正晃委員長 こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 柴田委員の再度の御質問ですけれども、主体はあくまでも公私連携保育法人のほうとなります。こちらのほうはそちらを連携しながら進めていくという形になりまして、主体はあくまでも法人方という形になります。

デメリットのほうにつきましてですが、今のところ保護者がそういった市のほうが離れるといいですか、完全な民設になるというところでちょっと不安があるというふうなことも考えたんですけれども、今のところはそういった御不安は聞いておりませんので、デメリットのほうもそこまでないのかなと考えておるところでございます。

以上でございます。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第13号 総社市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 議案第13号 総社市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして御説明いたします。

乳児等通園支援事業の認可基準を定める本条例の改正につきましては、内閣府令により乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、本市における乳児等通園支援事業の基準を改める必要が生じたため、関係条文の整備を行おうとするものでございます。

主な改正の内容でございますが、改正前後表を御覧ください。

まず、第10条から第14条までと第19条につきましては、乳児等通園支援事業者を乳児等通園支援事業所に改め、また第14条の見出し中の防止を禁止に改めるものでございます。

第17条、第27条及び第28条につきましては、実質的な内容の変更を伴わない文言の整理を行うものでございます。

第21条第3項につきましては、利用定員の定義を子ども・子育て支援法に規定する利用定員とするものでございます。

第23条の2につきましては、特例保育を行う事業者が一般型の乳児等通園支援事業を行う場合には、第2条及び第23条で規定する設備及び職員の基準を適用しないこととするものでございます。

附則でございますが、この条例は令和8年4月1日から施行することとしております。

議案第13号につきましては以上でございます。

○山名正晃委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柴田委員。

○柴田 敏委員 すみません、分からないことばかりで申し訳ありません。事業者が事業所になることでどのような変化があるのか。この変化によって事業所の対応とかに何か変化が出たりはしないのか、教えてください。

○山名正晃委員長 こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 柴田委員の御質問にお答えしたいと思います。

事業者が事業所という形の文言に変更というところですけど、国の基準に基づきまして改正のほうをさせていただいているんですけれども、あくまでも事業者ですから、そういった者ですよ、者が事業所というものになりまして、人がものになるというところで、そのあたりの解釈の修正です、表面上の修正はさせていただいているんですけれども、文言等の内容的なものは直接変わることはないとお聞きしております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第14号 総社市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 失礼いたします。議案第14号 総社市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定につきまして御説明いたします。

この条例は、子ども・子育て支援法の改正により特定乳児等通園支援事業が新たな認可事業として位置づけられたことから、国の基準に基づきまして特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準について必要な事項を定めようとするものでございます。

本条例は、乳児等通園支援事業者に対して市が乳児等支援給付費を支給するに当たりまして、適切な運営の確認を行うための基準となっております。

第1条から第4条までは、本条例の趣旨、定義、事業者の一般原則、また暴力団の排除など、本条例の総則について規定するものでございます。

第5条から第35条までは、特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準等で、主な内容としましては、利用定員に関する基準をはじめ面談の実施、乳児等支援給付費の支払いや額の通知等に関すること、相談及び援助、運営規定、勤務体制の確保、利用定員の遵守、虐待等の禁止、秘密の保

持など運営に関する基準等を定めるものでございます。

附則でございますが、この条例は令和8年4月1日から施行することとしております。

議案第14号につきましては以上でございます。

○山名正晃委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柴田委員。

○柴田 敏委員 新しい制度というか、伴う規約の変更だと思うんですけども、多分今お聞きした内容を聞いても、職員の方がいろいろ大変になるのではないかなとは思いますが、その辺がどういう状況なのかと、それに伴って職員の増員とか対応をこうしていくとか、取組なんかもあれば教えていただきたいというのと、これも4月1日からの施行なので、いつこれが出たかというところを考えまして、しっかり職員のほうにこれが周知されているのか、その辺を少し教えてください。

○山名正晃委員長 こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 柴田委員の御質問にお答えしたいと思います。

こちらの新たな特定乳児等支援事業の運営に関する基準なんですけれども、こちらにつきましては、先ほど議案の第13号で説明させていただいた条例です、こちらは総社市が認可機関なんですけれども、総社市が認可をするための条例となっております。こちらの新たな議案第14号の条例ですけれども、こちらはその認可した事業者に対して市が給付費をお支払いするんですけれども、その給付費を支払う際に適切な運営ができていのかどうか、それを確認するための条例となっております。

こちらの特定乳児等通園支援事業の実施に当たりましては、そういった給付費の確認をする業務が発生するということもございますけれども、現行の職員に加えまして会計年度任用職員の配置もさせていただいてるところでございます。そちらは現行もおられるんですけども、そういった人員の配置の中で適切な運営ができていのかどうか、そういった確認をさせてもらいながら、ちょっと事務の負担は増えてしまうんですけども、何とか今の配置で頑張りたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

山田委員。

○山田雅徳委員 すみません、ちょっと不勉強なものでお尋ねをしますが、先ほどの議案第13号では事業者が事業所になって、者が所になりましたよというそういった議案だったと思うんですけど、今回の条例のところは全て事業者になってるんですけど、そこはどういった考えでいけばいいですか。

○山名正晃委員長 こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 山田委員の御質問にお答えしたいと思います。

こちらのほうは当然市のほうでも精査のほうはさせていただいているんですけども、国の基準に基づきまして作成のほうをさせていただいてるところでございます。先ほどの議案第13号の改正でもございましたが、者を所に変更させていただいたというところで、これは実際作成するときも市のほうではこれは実際の者のほうが正しいのではないかと、そういった議論も行われていたところがそのときもありました。このたびもいろいろ精査をさせていただく中で、こういった表現のほうかと思うんですけども、あくまでも国の基準に基づいてさせていただいてるところもございまして、ある程度その解釈のところで対応のほうをしていけたらと考えておるところでございます。どうも御指摘ありがとうございます。

○山名正晃委員長 では、他に質疑はありませんか。

ないでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 では、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第22号 令和7年度総社市一般会計補正予算(第11号)のうち本委員会の所管に属する部分の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

長寿介護課長。

○岡本紀子長寿介護課長 失礼いたします。議案第22号 令和7年度総社市一般会計補正予算(第11号)のうち本委員会の所管する部分について御説明申し上げます。

便宜歳出から御説明申し上げますので、20ページ、21ページをお開き願います。

まず、第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、第10節需用費のうち、説明欄記載の3行目、修繕料1,122万円の減額につきましては、清音福祉センターLED照明器具の取替え修繕について、入札不調により未執行となったため減額しようとするものでございます。

次に、22ページ、23ページをお開き願います。

第27節繰出金のうち、説明欄記載の3行目以降の介護保険特別会計繰出金については、それぞれ

必要額を増額または減額しようとするものでございます。

次に、第6目老人福祉費324万5,000円の減額につきましては、山手福祉センターの高圧機器交換修繕について、入札不調により未執行となったため減額しようとするものでございます。

次に、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費766万円の減額につきましては特例保育施設に対する補助金の執行見込みにより、また第4目児童福祉施設費346万8,000円の減額につきましては乳児等通園支援事業委託料の執行見込みによりそれぞれ減額しようとするものでございます。

次に、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第3目保健センター費203万5,000円の減額については、旧保健センターの廃棄物について旧庁舎と一体的に処理できたことに伴い減額しようとするものでございます。

○山名正晃委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 続きまして、第10款教育費について御説明をいたします。

24ページ、25ページを御覧ください。

第1項教育総務費、第2目事務局費、第3節職員手当等800万円の増額につきましては、普通退職者の退職手当を計上するものでございます。

第2項小学校費、第2目教育振興費362万3,000円の増額につきましては、小学校の特別支援教育就学奨励費及び就学援助費につきまして単価の改定により不足が生じるため補正するもので、内訳は説明欄に記載のとおりでございます。

第4項幼稚園費、第1目幼稚園費188万1,000円の減額につきましては、市外幼稚園の預かり保育等の利用に係る扶助費の執行見込みによるものでございます。

第5項社会教育費、第2目文化振興費520万2,000円の減額につきましては、吉備路文化館LED化修繕の金額が確定したことによるものでございます。

同項第6目公民館費1億255万8,000円の減額は、公民館の照明機器LED化修繕の金額が確定したことによるものでございます。

同項第7目図書館費403万円の減額につきましては、第1節報酬から第8節旅費までは図書館長が会計年度任用職員でなかったためその人件費について不用額を減額するもので、第10節需用費の減額は図書館の照明機器LED化修繕の金額が確定したことによるものでございます。

同項第8目文化センター費4,580万4,000円の減額につきましては、総合文化センターLED化修繕等の執行見込みによるものでございます。

26、27ページを御覧ください。

第6項第3目体育施設費1億1,622万円の減額につきましては、総社市スポーツセンターきびじアリーナ及び武道館の空調設備設置工事の設計業務の完了及び工事請負費等の前払い金額の確定によるものでございます。

○山名正晃委員長 財政課長。

○岡 真里財政課長 続きまして、歳入について本委員会の所管に属する部分の御説明をいたしま

すので、14ページ、15ページへお戻りください。

第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、第3目民生費国庫補助金、第2節児童福祉費補助金、同款、同項、第4目衛生費国庫補助金、第1節保健衛生費補助金の説明欄二つ目、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業補助金、同款、同項、第10目教育費国庫補助金の全て、第16款県支出金、第2項県補助金、第10目教育費県補助金につきましては、事業費の補正に伴う国及び県からの財源の補正でございます。

16ページ、17ページを御覧ください。

第21款諸収入、第5項雑入、第4目雑入のうち本委員会の所管に属するものは、説明欄二つ目の雇用保険料本人負担分で、歳出で御説明いたしました図書館長の報酬等の減額に伴う補正でございます。

第22款市債、第1項市債、第3目民生債及び第10目教育債は全て本委員会の所管に属するもので、歳出で御説明いたしました施設修繕整備費等の減額に伴う起債の補正でございます。

続きまして、第2条繰越明許費の補正について御説明いたしますので、4ページ、5ページにお戻りください。

第2表繰越明許費補正（追加）のうち本委員会の所管に属するものは、第3款民生費、第1項社会福祉費につきましては、介護予防拠点施設の照明修繕業務において部品の調達に不測の日数を要するもの、第2項児童福祉費につきましては、保育事業所の施設整備に遅れが生じ補助金交付が翌年度となるもの、第10款教育費、第2項小学校費及び第3項中学校費につきましては、特別教室への空調設備設置業務において関係機関との調整に不測の日数を要するもの、第6項保健体育費につきましては、清音ふるさとふれあい広場の照明修繕業務において部品の調達に不測の日数を要し年度内完了が困難なことから、それぞれ繰越明許の措置を取りまして記載の額を翌年度へ繰り越そうとするものでございます。

なお、事業の詳細は予算書の最後に参考資料として記載しております。

続きまして、第3条債務負担行為の補正について御説明いたしますので、6ページ、7ページを御覧ください。

第3表債務負担行為補正（変更）のうち本委員会の所管に属するものは、都市児童健全育成事業の総社小学校区から昭和五つ星学園義務教育学校までで、期間を令和8年度から令和12年度まで3年間に短縮し、限度額をそれぞれ記載の額に減額変更するものでございます。

次に、表の下から二つ目、出産おめでとうギフトクーポン償還金、令和7年度実施分は限度額を770万円から1,400万円に増額変更するものでございます。

続きまして、第4条地方債の補正につきまして御説明いたしますので、予算書の8ページ、9ページを御覧ください。

第4表地方債補正（変更）のうち本委員会の所管に属するものは、上から二つ目の社会福祉施設整備事業と、下から四つ目の公民館整備事業から一番下の体育施設整備事業までの計5事業で、歳

入予算の補正に伴い市債の借入限度額を減額するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更ございません。

以上でございます。

○山名正晃委員長 これより、質疑に入ります。

この際、私より申し上げます。

予算調書を活用しての質疑は、まず調書のページ数を言っただき、調書に記載してある款項目、事業名を言った後、主要な事務事業の概要の内容を限定してから質疑に入っただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 では、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件のうち本委員会の所管に属する部分を採用いたします。

本件のうち本委員会の所管に属する部分は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件のうち本委員会の所管に属する部分は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第25号 令和7年度総社市介護保険特別会計補正予算(第3号)の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

長寿介護課長。

○岡本紀子長寿介護課長 失礼いたします。議案第25号 令和7年度総社市介護保険特別会計補正予算(第3号)につきまして御説明いたします。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ85万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億5,628万4,000円とするものでございます。

便宜歳出から御説明いたしますので、10ページ、11ページを御覧願います。

第1款総務費、第1項総務管理費236万5,000円につきましては、介護保険料に関する法令の改正により介護保険システムの改修に必要な委託料を増額するものでございます。

同款、第3項介護認定審査会費115万5,000円につきましては、自治体情報システム標準化の移行により不要となる機器のリース料の残存分を支払うための増額でございます。

第5款地域支援事業費、第5項包括的支援事業・任意事業費につきましては、会計年度任用職員

の認知症地域支援推進員の採用に至らなかったため、報償費等の人件費346万3,000円を減額するものでございます。

第9款予備費79万3,000円の増額につきましては、予算調整でございます。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、8ページ、9ページにお戻り願います。

第4款国庫支出金、第2項国庫補助金及び第6款県支出金、第3項県補助金につきましては、歳出で御説明いたしました各事業の予算の増減に伴う国・県補助の増額または減額を行うもの。第9款繰入金及び第11款諸収入につきましても、歳出の補正に伴う増額または減額でございます。

以上でございます。

○山名正晃委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山田委員。

○山田雅徳委員 すみません、予算書が10、11ページで、調書が61ページで介護保険特別会計です。第5款地域支援事業費、第5項包括的支援事業・任意事業費で、第9目認知症総合支援事業費で認知症地域支援推進員についてなんですけど、採用できなかったため報酬等を減額するものというところでありますが、この概要を教えてくださいませんか。こういった役割の方で、こういった状況であるのか。

○山名正晃委員長 長寿介護課長。

○岡本紀子長寿介護課長 山田委員の御質問にお答えいたします。

総社市認知症地域支援推進員につきましてですが、認知症に関する地域の理解を深めていただく役割と、あと認知症の方の相談に乗っていただいたりというところの業務に当たっていただく会計年度任用職員を募集しているものでございます。設置としましては平成27年度からの設置となっております。令和5年度までは認知症推進員の方、当たっていただいていたんですけども、令和6年度から空席になっているという状況でございます。

以上でございます。

○山名正晃委員長 山田委員。

○山田雅徳委員 令和6年から不在であるということでもあります。ということは、令和6年度、令和7年度と今いらっしゃらない、そういう状態なんだと思うんですけども、これを担う方が不在であることによって本市の認知症の方に対する取組がどうなっているのか。不在の場合はどなたかがその役割を担っているんだろうと思いますけども、こういった事業に影響があって、現在どのような対応をされているのかというのをお知らせいただけますでしょうか。

○山名正晃委員長 長寿介護課長。

○岡本紀子長寿介護課長 山田委員の再度の御質問でございます。

現在認知症の推進に当たってというところの業務につきましては、職員で対応しているという状況でございます。また、認知症の業務としましては、ほかに認知症サポーターの養成であったり、

チームオレンジといった民間の方で認知症の支援をしてくださってる方もいらっしゃると思いますので、そういった方と連携しながら現在は職員で対応しているという現状でございます。

以上です。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第32号 令和8年度総社市介護保険特別会計予算の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

長寿介護課長。

○岡本紀子長寿介護課長 それでは、議案第32号 令和8年度総社市介護保険特別会計予算につきまして御説明を申し上げます。

予算書の293ページを御覧願います。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億3,000万円と定めようとするものでございます。

それでは、主な内容につきまして便宜歳出から御説明いたしますので、306ページ、307ページを御覧願います。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費7,341万2,000円につきましては長寿介護課職員の人件費が主なもので、第2目連合会負担金59万6,000円は岡山県国民健康保険団体連合会事務処理負担金でございます。

第2項徴収費、第1目賦課徴収費453万3,000円は、介護保険料の賦課徴収に係る経費でございます。

第3項介護認定審査会費、第1目介護認定審査会費2,023万8,000円の主なものは介護認定審査会委員報酬で、次ページ、308ページ、309ページを御覧いただきまして、第2目認定調査等費4,975万5,000円は、介護認定調査員に係る人件費や役務費のうち主治医意見書作成手数料が主なものでございます。

第3項運営協議会費666万4,000円の主なものは、介護保険運営協議会委員報酬や介護保険事業計画等策定委託料でございます。

第2款保険給付費につきましては、令和6年度から令和8年度の3箇年を期限とする第9期介護保険事業計画を基に令和7年度実績値などからの推計を用いて予算計上いたしております。

第1項介護サービス等諸費、第1目居宅介護サービス給付費から、次ページの310、311ページ、第10目特例居宅介護サービス計画給付費までの61億160万4,000円は、要介護1から要介護5の方の介護サービス費用でございます。

第2項介護予防サービス等諸費、第1目介護用予防サービス給付費から、次ページ、312、313ページの第8目特例介護予防サービス計画給付費までの3億7,040万3,000円は、要支援1、要支援2の方の介護予防サービス費用でございます。

第3項その他諸費800万円は、岡山県国民健康保険団体連合会に支払う介護サービス費等の審査支払手数料でございます。

第4項高額介護サービス等費1億3,570万円は、介護サービス利用者の1箇月の負担額が上限を超えた場合に支給するものでございます。

第5項特定入所者介護サービス等費、第1目特定入所者介護サービス費から第4目特例特定入所者介護予防サービス費までは、次ページ、314、315ページを御覧いただき、合計で1億2,080万2,000円であり、低所得者の施設入所者に対して食費及び居住費等を補足的に給付するものでございます。

第6項高額医療合算介護サービス等費2,570万円は、医療保険と介護保険の自己負担額を合算し、基準額を超えた場合に支給するものでございます。

第4款基金積立金は、介護給付費準備基金の利子積立てでございます。

第5款地域支援事業費、第2項介護予防生活支援サービス事業費2億200万円につきましては、第1目は主に総合事業対象者などのサービス費用で、第4目は介護予防ケアマネジメントに係る費用でございます。

第3項一般介護予防事業費894万6,000円につきましては、第12節委託料のうち地域包括支援センターに委託する高齢者把握事業が主なものでございます。

次ページ、316、317ページをお開き願います。

第5項包括的支援事業任意事業費、第6目任意事業費1,430万2,000円は、介護給付適正化事業推進員や介護サービス相談員の人件費、また成年後見制度利用助成金などが主なものでございます。

第7目在宅医療介護連携推進事業費41万5,000円は医療と介護の連携を推進する事業で、第9目認知症総合支援事業費は認知症地域支援推進員の人件費や認知症カフェの開設助成金などが主なものでございます。

第10目地域ケア会議推進事業費742万6,000円は、地域ケア会議や地域ケア個別会議に係る費用でございます。

次ページ、318、319ページをお開き願います。

第8項高額介護サービス等費相当事業100万円は、総合事業対象者の1箇月の利用者負担額が上限を超えた場合に支給するものでございます。

第10項その他諸費80万円は、岡山県国民健康保険団体連合会に支払う総合事業の審査支払手数料でございます。

第6款保健福祉事業費1,063万9,000円は、認知症事故救済制度と重度要介護者介護用品等引換えクーポン券交付事業に係る経費でございます。

第7款公債費32万9,000円につきましては、一時借入れをした際の利子でございます。

第8款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金250万1,000円につきましては、転出、死亡等による過年度における介護保険料の還付金が主なものでございます。

第2項単市地域支援事業費1,890万円は、職員の人件費が主なものでございます。

次ページ、320、321ページをお開き願います。

第3項繰出金3,273万2,000円につきましては、重層的支援体制整備事業に係る一般会計への繰出金でございます。

第9款予備費574万1,000円は予算調製でございます。

続きまして、歳入について御説明させていただきますので、300ページ、301ページへお戻り願います。

第1款保険料15億3,665万4,000円につきましては、65歳以上の方に納めていただく介護保険料でございます。第3款使用料及び手数料は介護保険料の督促手数料が主なものでございます。

第4款国庫支出金から第6款県支出金までは、介護給付費に係る国、県等の負担金や地域支援事業に対する交付金でございます。金額は予算書に記載のとおりでございます。

次に、202、203ページを御覧いただき、第7款財産収入150万4,000円につきましては、介護給付費準備基金の利子でございます。

第9款繰入金、第1項一般会計繰入金11億557万1,000円につきましては、制度や基準に従いまして一般会計から介護保険特別会計に繰り入れるものでございます。

第2項基金繰入金6,943万9,000円は介護給付費準備基金から介護保険特別会計へ繰り入れるもので、第10款繰越金につきましては前年度繰越金を受け入れるものでございます。

第11款諸収入のうち一番下でございます第5目雑入23万2,000円は会計年度任用職員の雇用保険料本人負担が主なもので、そのほかは収入があったときのために座を設けているものでございます。

次に、予算書の293ページにお戻り願います。

第2条では一時借入金の借入限度額を1億円と定め、第3条では保険給付費の予算額に過不足を生じた場合における流用について定めております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山田委員。

○山田雅徳委員 先ほど令和7年度補正予算でもちょっとお尋ねをしたんですけれども、予算書316から317、第5款地域支援事業費、第5項包括的支援事業費任意事業費、第9目認知症総合支援事業費の報償費です、認知症地域支援推進員報酬ということで、先ほど令和7年度補正予算で御答弁いただきました、平成27年から令和5年まではいらっしゃったと、令和6年度、令和7年度と不在の状況で、令和8年度の予算でまたこの人件費というか、上げているということではありますが、どういった方でどういうふうにこの募集をかけていこうとしているのかというのが一つと、現状この2年間職員の方で対応されてたということなので、この方がぜひいないといけない存在なのかどうかというのをお答えしにくいかもしれませんが、この2点をお尋ねいたします。

○山名正晃委員長 長寿介護課長。

○岡本紀子長寿介護課長 山田委員の御質問にお答えいたします。

認知症地域支援推進員につきましては令和8年度の採用を目指しておりまして、先般も採用試験の公募を行い採用試験を行ったところではありますが、採用には至っていないという現状です。今後とも年度を通じて随時募集という形で募集をしていきたいというふうに思っております。

令和7年度につきまして職員での対応というところで事業を進めてまいりましたが、やはり地域に出ていっての活動というところも多く役割としてございますので、職員だけではなく会計年度任用職員の推進員を採用して、一緒に事業を進めていきたいというふうに思っております。

募集の要件につきましては、看護師であったりそういった資格を持った方という形で募集をさせていただいておりますので、なかなか応募自体も少ないという現状はございますけれども、いろいろな方法を用いてそういった方の募集をかけていきたいと思っております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 山田委員。

○山田雅徳委員 状況についてお答えいただきました。今答弁の中に募集をした、採用試験を行った、不採用でしたというような答弁だったと思うんですけど、これはちょっと確認ですが、募集があつて応募があつて、試験をした結果その基準に満たなかったのか、そもそも募集はしたけど特に来なかったよということなのかというのを教えていただけますか。

○山名正晃委員長 長寿介護課長。

○岡本紀子長寿介護課長 山田委員の再度の御質問でございます。

令和7年度に募集した採用試験につきましては応募はございましたが、採用に至らなかったということでございます。

以上でございます。

○山名正晃委員長 山田委員。

○山田雅徳委員 分かりました。採用に至らなかったということであります。ただ一方では、そういった思いを上げて手を挙げていただいた方がいらっしゃるということであるので、どのような理由で採用に至らなかったのか分からないんですけども、例えばスキルアップ、レベルアップをすれば採用して活躍していただけるのであれば、そういったところのサポートというのも、もしできる問題なんであれば、そういったところも含めて積極的に、せっかく今予算でその人件費を上げようとしていますので、そういったところのサポートも含めてしっかりしていただきたいなと思います。

○山名正晃委員長 長寿介護課長。

○岡本紀子長寿介護課長 ありがとうございます。そのようなサポートもできてるような体制にできるようにこちらも努めまして、認知症支援推進員と共に事業を進めていけるようにしていきたいと考えております。ありがとうございます。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

村木委員。

○村木理英委員 歳入についてなんですけども、繰入金の基金繰入金、介護給付費準備基金という分、今回基金の繰入れが6,943万円余り繰り入れられているということです。昨年度は2,056万円余り繰り入れられているということになります。サービスの給付金が保険料で賄えてないということではないでしょうか。その辺をお答えください。

そして、総社市の保険料の水準というのは他市に比べてどうなのか、比較してお答えください。

○山名正晃委員長 長寿介護課長。

○岡本紀子長寿介護課長 村木委員の御質問でございます。

繰入金につきましては、保険料で賄っている部分もありますが、給付の安定的な事業の実施というところでは繰入金も用いて事業を進めていくというところを考えているところでございます。

保険料につきましては、県内15市のうちでは4番目に高い水準と現在なっております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 村木委員。

○村木理英委員 給付費は、これは保険料で賄えてないと思えるべきなんですか。このあたりをお答えください。

○山名正晃委員長 長寿介護課長。

○岡本紀子長寿介護課長 保険料で賄えていないということではないですが、基金も含めての全体で介護保険事業計画の中で予算立てをしているということでございます。

○山名正晃委員長 村木委員。

○村木理英委員 数字的に私そういうふうに見えてくるので、賄えていないように思えるんですけど、決してそういうことはないということによろしいですか。

○山名正晃委員長 長寿介護課長。

○岡本紀子長寿介護課長 保険料が著しく高いという状況にならないように基金の繰入れも含めて計画立てて事業を進めているということでございます。

以上でございます。

○山名正晃委員長 村木委員。

○村木理英委員 基金というものが非常にこれ確かな財源といいますか、どうしても必要不可欠なものであるというふうに認識するんですけども、しっかり基金を積み立てるということを念頭に入れていただきたいと思います。その辺何かありますか。

○山名正晃委員長 長寿介護課長。

○岡本紀子長寿介護課長 介護保険の事業計画につきましては3年ごとに計画立てをしておりまして、その中で保険料の額と基金の額というところを見ながら計画を進めていってるものでございますので、介護保険料が著しく急激に高くなることないように基金の額も見ながら事業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 村木委員。

○村木理英委員 非常に高齢化が進んでますので、十分に計画性を持って取り組んでいただきたいと思います。

終わります。

○山名正晃委員長 長寿介護課長。

○岡本紀子長寿介護課長 ありがとうございます。令和8年度は次期計画の策定年でもございますので、そのあたりもしっかり踏まえながら計画策定を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第40号 総社市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の

一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 議案第40号 総社市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

この条例の改正につきましては、放課後児童クラブにおける放課後児童支援員の不足に対応するため、支援員の資格要件である認定資格研修を修了する予定の者を支援員とみなすことができるものでございます。

資料の改正前後表を御覧ください。

本則附則第2項中、経過措置としての期間令和8年3月31日までを令和11年3月31日までに改めようとするものでございます。

改正附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 では、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

この際、お諮りいたします。

委員長審査報告書の作成並びに委員長報告につきましては、委員長に御一任願えますか。

萱野委員。

○萱野哲也委員 一応一任ということではいいんですけども、今回の議案審査での質疑と討論の中でぜひ書き加え、書き加えるというか入れていただきたいところがあります。

最初のきよね夢てらすの指定管理の件であります。その件での私の質疑とあと討論の内容をぜひぜひ明記していただきたい。

そして、あとは給食費の値上げの中で、そうじゃ地食べ公社の仕入れ額がよそより高いよと、政

策的な部分もあるけれども高いよというところを質疑しておりますので、そのあたりをぜひ入れていただくようお願いを申し上げます。

以上です。

○山名正晃委員長 承知をいたしました。それを含めまして、委員長に一任を願えますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 御異議なしと認めます。

よって、一任と決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、本委員会を閉会いたします。

閉会 午後0時12分